

平成25年10月16日

## 「静岡市からの建築計画概要書における注意事項」について

このたび、建築計画概要書の内容について、静岡市より指導等された注意事項まとめましたので、お知らせします。ご協力よろしくお願いします。

1. 第一面（建築主等の概要）において、誤記や記入漏れに注意をして頂きたい事項。

- ・ 建築主のフリガナ、郵便番号、建設業の許可番号（大臣許可か知事許可）。

2. 第二面（建物概要）において、注意をして頂きたい事項。

- ・ 【1.地名地番】において、〇〇丁目は「七丁目」の様に漢数字で記載をして下さい。
- ・ 【1.地名地番】において、法42条2項道路に接する敷地の場合には、「〇〇の一部」と記載をして下さい。
- ・ 【2.住居表示】において、新築工事では従前の住居が変更される場合があります。新築工事の場合には、住居表示欄は記載しないで下さい。
- ・ 【18.その他必要な事項】について。平成25年10月より、「建設住宅性能評価書を受ける住宅」は中間検査の対象外となりました。  
この場合には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」と記載をして下さい。

3. 第三面（付近見取図・配置図）において、注意して頂きたい事項。

- ・ A4の書式に付近見取図・配置図の両方を納めるよりも、それぞれを別紙でA4サイズまたはA3サイズを利用し、A2以上のサイズはやめて下さい。
- ・ 寸法や文字は大きなサイズで見やすくして下さい。

※平成24年9月より、確認申請書および建築計画概要書が改正されています。新書式は、SPICAまたは当センターHPよりダウンロードをしてご利用下さい。